

## 申し合わせ

### 【沼津地区遊漁船協議会】 協議会確認事項

本確認事項は沼津地区遊漁船協議会の総会で決定したものである。

2021年2月

#### 【操業基本規則】

- 1：日中の釣りはアンカー止めによる釣りは禁止する。  
但し、夜間（日没後）はアンカー止めを基本とする。
- 2：養殖施設等の漁場施設には船を絶対に着け無い事。  
又、小型定置網の入り口付近での釣りは行わない事。
- 3：禁漁区（幼稚仔保育場）内での操業は絶対に行わない事。
- 4：地元の漁業操業に関する慣習等を守り、漁業専業者及び同業者に迷惑を掛けない事。

#### 【禁漁期】

- 1：マダイ放流日を含め1週間は、久料禁漁区周辺において全ての釣りは禁漁とする。  
(用心崎・平根・高根)

#### 【遊漁操業期間】

4月 1日 ~ 9月 14日	午前	5時30分 ~ 午前	10時30分
	午後	1時30分 ~ 午後	6時30分
9月 15日 ~ 9月 30日	午前	5時30分 ~ 午前	10時30分
	午後	1時00分 ~ 日没	
10月 1日 ~ 3月 14日	午前	6時30分 ~ 午前	11時00分
	午後	1時00分 ~ 午後	5時30分
3月 15日 ~ 3月 31日	午前	6時30分 ~ 午前	11時00分
	午後	1時00分 ~ 午後	6時00分

※ヒラメ釣り開始時間は上記に合わせる。

[ヒラメ釣り]

10月 1日～3月31日 午前 6時30分開始

4月 1日～5月31日 午前 5時30分開始

[メジ・カツオ釣り]

時間制限は無い。

但し、マダイ釣が行われる釣り場は、マダイ釣り時間に倣う。

[夜のイカ釣り]

- 1：遊漁船は午後4時よりアンカーを投入しても良い。
- 2：夜間の操業時間は自由とする。
- 3：場所取りの為、終日船を置く事は禁止する。
- 4：職業船は遊漁者を乗船させた場合は遊漁船となる。

[夜のタチウオ釣り]

- 1：御用邸から演習場の間は午後4時～11時までの操業。
- 2：場所取りの為、終日船を置く事は禁止する。
- 3：職業船は遊漁者を乗船させた場合は遊漁船となる。

**【灯 火】**

[タチウオ]

- 1：ハロゲンの上灯で2kW以下

[ムギイカ]

- 1：メタルハライドの上灯は2灯以下で、合計4kW以下。

[ヤリイカ]

- 1：ハロゲンの水中灯は2灯以下で合計2kW以下。